イングランド国教会成立に関する一考察

植 村 雅

要求とを国王に伝達すると同時に、彼らの行きつくべき目標を明示し得たのである。 て急速に表面化し、イギリスにおける教会の独立をもたらしたと考えるべきである。そして、このようなことが可能になつたのは、 に連なるものではない。当時のイギリス国民、特に中産階級の間にあつた反聖職権的・反教皇的感情が、国王の離婚問題を契機とし 無論、個人的な離婚問題が我々の無視できぬ契機をなしているが、じかしそれは『イングランド国教会』の成立ということと直線状 国教会」の成立という点にある。本来ローマ教会に対し忠実であつたヘンリー八世が、このような革命的行為に出たことについては、 中産階級が国王の側近に彼らの階級の代弁者とも言えるトーマス・クロムウェルを得たからであり、この人物は、中産階級の心情と 【要約】 イギリス宗教改革の本質は、イギリスにおける教会がローマの支配下から独立したということ、すなわち「イングランド

一序

役割を演じた。中世末葉の全般的な混乱状態において、王絶対主義成立期に当つて、君主は近代化のために開明的

たか。 教改革の場合を事例として、 つたか。この問題についての試論を、 う人格そのものにおいて、このことがいかにして可能であ 合は疑問の いかにして可能となつたか。客観的に見るとき、 どのような過程をたどつて開明的役割を演じることができ 国内における革命的諸要素と王権との結びつきは、 余地なき事実であるとしても、 以下展開してみたいと思うの 筆者は、 個 た イギ 0 両者の結 国王とい ij

である。

にあり、その本質においてあくまで封建的である王権が、

しかし、それ自体、

していたのである。

れつつあつたあらゆる「革命的諸要素」

権は「進歩的要素」であり、

封建的な外皮のもとで形成さ

全封建秩序の先端

な要求(宗教の面における) がいかにして国王の決断と結び ことは、今更言うまでもないが、しかしまた国民の革新的 がちである。こういう考え方が非常に皮相的なものである 婚問題を契機とし、きわめて 劇 的 な形をとつて行われ ので、我々はともすればすべてをヘンリー個人の力に帰し 周 (知のように、イギリスの宗教改革はヘンリー八世の離

1 四頁参照 茂男訳)『マ エンゲルス「封建制度の没落とブルジョアジーの台頭」 ル ŋ ス・ エンゲルス選集』(新潮社)第四巻、 (岡 九

く考察することが、本稿の対象となつている。

にされていない。具体的に言うと、このような点をくわし ついたかについては、今日までのところ、必ずしも明らか

2 the People, and the Constitution, Past and Pressent, No はここに始まると見てよい。 現」を見出したものと言うべく、 April 1956, p. 45.) 宗教改革は、 絶対君主制への諸傾向が「充分に目ざましき表 (cf. B. Manning, The Nobles, イギリス史上における新時期

イギリス宗教改革の諸因

事実があげられるであろう。 イギリス宗教改革の原因としては、およそ、次の五つの

仕事であつて、予言者の仕事ではなかつた。

イギリスには、

政府

れていなかつた。」「それ(イギリスの宗教改革)は、

著書のどれかによつても、それと分かる程度にまで影響さ

- (1) 動機として、国王の離婚問題が指摘される 国王、政治家、あるいは国家権力の発意と行為。その直接の
- (2)ウィクリフ以来一世紀間以上の伝統をになうロラー ۴ -派の異 2
- (3) 端 教養人の間にあつた人文主義
- 十五世紀になつて大陸から輸入されたルター主義
- clericalism)、及び反教皇主義 (antipapalism) 国民中の広い層にひろがりつつあつた反型職権主義

(5) (4)

所で、これら五つの原因が宗教改革という一つの史的事

議会は、ティ ような教義も、 び6を強調する傾向にある。 スイスでなしたような役割を演じていない。 次のように述べている。「イギリスの宗教改革では、どの の支配的見解としては、 るか。また、それらは相互にいかなる関係にあるか。 象に対して有するそれぞれの比重は、どのようなものであ ンダルの聖書訳によつても、 信仰による義認がドイツで、 (2) (3) たとえば、 仏に重きをおかず、 故ポラード教授は またはルター また予定説が 一五三〇年の (1) 及 今日

教改 イン 以上に発展させるための基礎的条件であつたに る」。
の
の
は
と
の
と
は
と
の
と
の
と
の
た
め
に
、 も主要な、 政治上の、 要するに、 革が グラ ンド 成功するための、 かつ本質的な原因ではなかつたのである。 また国家体制上の再建をもたらしたのに反して、 上述した(2)、 0 口 I 7 かゝ 5 (3) もしくはこれを政府が予期 0 分離は、 (4) の 原因: 政府に は 導か 1 れた より、 ギ L こても、 ij 0 宗教や スで宗 それ で した

あ

く知られているように、一つの相違をもつ宗教改革を身に

次のように言わざるを得なかつた。

「イングラ

ンド

は、

ľ

つけた。

他

国では、

宗教的な急変がその進行途上に

\$

V

7

る。

ル

}

ン氏も、

最近試みた総括的

:叙述の

いなかで、

れが国家の行為であつたということである」と明言してい

れ得る一つのはつきりし

は、

そ

教改革について言わ

「イギリスにおける宗教改革」の巻頭で、

成したけれども」。

また、

ポ |

・ウィッ

ク教授は、

その著書

「イギリスの宗 た事柄

とスイ 丰 n

・スで 個 b

は

政治的な無秩序がそれ(個人的な企て)

を助

制が

八人的 カ

な企てに幸

ÚЭ

しなかつたからである。

۴

1

ツ

刄

I

ル

ヴ

1

ンもい

なかつた。

とい

うのは、

強力な君

とも、 重視したからである)、キャ Ď る直接の契機としてたしかに重要性をもつ。の離婚問題であり、このことは宗教改革がイ るならば、 の次のような指摘は注目されるべきである。 もたらされ得たであろうか。 もつばら国王一個人の発意と動機からのみ、 改革というような一大変革が、 政府の行為という場合、 する際に、 ならば、 IJ (この接続詞 l 国民生活のなかに彼らを変革に従わせるものが多分 の熱意がイギリス宗教改革の理 我 誤りであろう。 一次は、 すべてを政府の行為に帰して正しい のあるのはリンゼー氏自身も前文で国王の行 1 ギリ ザ 普通に考えられるの スにおける宗教改 ij どんなに ン との点について、 から離婚されたい 国民一 専制的 般の動 一由を説明すると考え な国王であろう 革 ギリ しか 完全な成功に 向 は、 ・の開 「しかしなが !を無視 IJ であろうか。 5 国王 スで起こ 世 を説 · う へ 宗教 一氏 為 個

端 のなかに」あつた「彼らを変革に従わせるもの」が であろう………」。 VC はじ なけれ ظه ヒュ Ø ば、 1 K 掲げ ~ = か ズ たのの原因であろうことは かる革命をおしつけることはできなかつた 4 「の影響を幾分か認め得るにしても」の ここでリンゼー 氏の言う、 国民 本節 生活 異

最

0

反教会的な傾向がヘンリー八世の下での宗教改革にみられる支配 意を促しておきたい。 は異端と簡単に結びつくものでなかつたという 点)に 関し、 活況を意味するものでなかつたという点(換言すれば、それ@ 次節に譲りたく思うが、ただここでは、それがすぐれて世 的要因であつた)、 またエルトン氏も 「イギリス宗教改革を 最も強調するのが故ポラード教授であり(俗人の側における 俗的な性格をもつていた点、従つて反聖職権主義が異端の している。これら反教会的な主張については、その詳細を 説明する」要素として、反聖職権主義・反教皇主義を重視 注

教改革が起こらなかつたであろうという見解がたしかに客方である限り教会は安全であり、従つて離婚がなければ宗 職者的な感情に門戸を開いたという指摘、またどれ程俗人 果していかなる関係にあるか。これについては、 の教会に対する不満が大きかつたとしても国王が教皇の味 を契機として国王が国民のなかの反教皇的、 の原因中、①と⑤とが重要であるとすれば、これら両者は しかし、 問題はまだ充分な解決をみていない。 あるいは反僧 離婚 宗教改革 問題

. ①

の仕方は、以上の設問に関し我々をして少ながらず否定的 か。 あった」とするならば、 ではないかと考えさせるのである。以下、この点について 者を結合するための媒介項を設ける方が、より妥当な解釈 な答を用意させる。そして、ヘンリーと国民との間に、 自分自身で洞察し得る程に賢明であることが可能であつた り、国王自身の主権を教会の上にうちたてるための基盤 実際に、ヘンリーが教皇権を打倒する際に用いたてこであ ード教授の言うように、「俗人の聖職者に対する憎悪が、 情は、いかにして、玉座にある国王に伝えられたか。 最近における、ヘンリーの個性に対する新らしい評 国王ヘンリー八世はそのすべてを ポラ 阿

English Reformation to 1558, Home Univ. Lib, Rep., 1952 liminaries and Causes of the Schism. T. M. Parker, The I. The English Shism Henry VIII (1509-1547), Chap. I Pre in England, translated by R. E. Scantlebury, London, 1934 を列挙している。たとえば、 イギリス宗教改革に関する概説書はおおむね次の五つの原因 G. Constant, The Reformation

筆者自身の見解をくわしく述べてみたい。

残

にな感 は

上述した所から明らかである。筆者の知る限り、この点を

る。

観的妥当性をもつている。にもかかわらず、なお問題

すなわち、国民のなかにひろがつていた反教会的

Chap. II Religion in England in the Early Sixteenth Century. G. R. Elton (ed.), The New Cambridge Modern History, Vol. II. The Reformation, Cambridg, 1958, Chap. VII. The Reformation in England, by G. R. Elton. センや修匠。

- A. F. Pollard, Henry VIII, London, Illustrated Edition (reset), 1957, p. 218.
- ditto, Factors in Modern History, London, 3 rd Ed. Rep., 1948, p. 90.
 M. Powicke, The Reformation in England, Oxford, 4th

9

(a) Elton, op. cit., p. 226.

Imp., 1953, p. 1.

- ⑥ ここで今まで触れる所の少なかつたヒャーマニズムについて 補足すれば、パーカー氏は、ヒューマニストと名付けられる人々は、無批判的なカソリシズムからは離脱しているけれども、彼らの主張する改革はどこまでもオーソドックスな線にそつており、その信仰の本質はカソリック的であり、行動のために党派らは普通考えられる以上に各個独立であり、行動のために党派をつくることはなかつた、と述べている (Parker, op. cit., pp. 30-32)。またエルトン氏も「我々は、宗教改革の原因として知的運動 (intellectual movements) を考えるべきでない……イ的運動 (intellectual movements) を考えるべきでないた。ドリス・ヒューマニストは教会に忠実なるものとしてとどまった」と述べている (Elton, op. cit., p. 228)。
- 重視して次のように言う、「その大変革についてのいかなる記たとえば、カトリックの宗教史家ヒューズ氏は、離婚問題を

- 述も、離婚の歴史を無視しては、本当の事実を物語るものたることはできないであろう。」(Ph. Hughes, The Reformation in England, I. "The King's Proceedings," London, 4th Ed., 1956, p. 156)
- T. M. Lindsay, A History of the Reformation, II, Ne York, 1907, p. 316.

8

- 作をかかげている(Ibid., pp. 316-21)。 条件として、ロラード派の異端、ヒニーマニズム、ルターの著条件として、ロラード派の異端、ヒニーマニズム、ルターの著のよびのよびのは一般的
- Pollard, Henry VIII, p. 214
- Elton, op. cit., pp. 226-29

(1) (1)

- (Tbid., p. 227) (Tbid., p. 227)
- cf. Pollard, op. cit., p. 202
- cf. Elton, op. cit., p. 229
- Pollard, op. cit., p. 214.

(15) (14) (13)

16)

lution in England, Cambridge, 1953, pp. 67-70.)。

反聖職権主義・反教皇主義

Ξ

会に対する感情は、非常に悪化していたものと見なければ書き送つた。「これらの諸卿は、ウルシーが死んだり没落しるつもりである。このことを暗号で書く必要がない。というのは、彼らは公然とそう宣言するから」。この手紙に明らかなように、一五二九年十月、駐英フランス大使は本国へ次のように一五二九年十月、駐英フランス大使は本国へ次のように

べき言である。

ならない。

ない。 い。 その批判と攻撃とをもつばら教会の世俗面に集中したから である。 の多数は、 の存在が直接に異端の流行を意味することとはならない しかし、 わちロンドンを中心とする東南部の地方は、異端の多かつ が世俗的である点に、大きな特色を有する。もつとも、そ た所であり、 れがロラード派の異端と無関係であつたとは、決して言え 所で、イギリス人の反聖職権主義・反教皇主義は、それ 現に、 そうだからと言つて、 というのはい カ ト 当時の審問記録はこのことを証明している。 反聖職権主義・反教皇主義の盛な地方、すな リッ ク教会に依然としてとどまりながら、 先進地帯に居住していたイギリス人 反聖職権主義・反教皇主義 0

(evangelical) でなかつた」と述べたのは、まことに注目すの反聖職権主義は 世俗的 (secular) であり、福音 主義的である。エルトン氏がこの間の事情をさして、「イギリス

きに過ぎたことである。とれらの五つが原因となつてイギの有する莫大な土地財産である。第五は、聖職者の数が多 (worldliness) である。 する所多きものであつた。 王ヘンリー八世が自ら革命を遂行するに当つて、最も依拠 リス国民の間に盛り上がつてきた反教会的な感情とそ、 聖職者の享受する財政上の収入である。第四は、 の特権 僧職兼有 (pluralism)、 ecclesiastics)、僧職売買 (simony)、 反感と憎悪である。その対象の第一は、不在僧侶(absentee (passion) である。すなわち、教会の世俗的側 イギリスの反聖職権主義・反教皇主義は、一種の感情 (privileges)、特に司法上のそれである。 対象の第二は、聖職者の有する諸種 教会の腐敗 (corruption) と俗化 縁者厚遇 (nepotism)、 面 に対する 第三は 聖職者の 国

て世俗貴族の一部、わけても当時興隆しつつあつた中産階そして、かかる反聖職権主義・反教皇主義こそ、主とし

者もまた同感である)。 としてのイ ・ング ランド王国が、 かくて、ここに、 その全き意味で実現を見た 「近代的 主権 玉 家

であつた、この点は、

特にエルトン氏が強調する所であるが、

雏 立

6

ō

1

グラ

ンド

国教会の創設、

国王至上権

の樹

果が示す所を言えば、

それ

は 12

Ī

7

との

断

絶、

教皇支配

ゆる宗教改革議会(一

五二九年十一月——五三六年四月)

0)

成 か

のである。

とは、 宗教改革にとつて一つの重大な契機をなす。 ヘンリ 所で、 どのようなものであろうか。 1 イギ 八世の離婚問題とこれとを直線状に結びつけるこ ij ス宗教改革の本質をこのように解するとき、 たしか K 離 婚問 題 は

うに、 反聖 としてその障害が取 P ンリー 1 7 |職権主義・反教皇主義の爆発を制止して 早くからイギリス俗人層の間にはびこりつつあつた 八世であり、 か らの 独立という見事な成果がかちとられ そして一五二九年以降離婚問 除 カュ れ た結果、 聖職者 0 屈 前節で見たよ 10 服 たものが たからで 題を契機 (国王への)、

> 婚問 るが、 題から直線的に発展した宗教改革を考えてい このことについ て、 二二 ル ŀ ン氏の論文はきびしい たの っであ 批

柄である。 は一つの事柄である。 しよう。 判を提出し、 工 ル ۲ ン氏のきわめて断定的な言葉を引用してみることに 「自分の結婚を取消させるための、 断絶は、 またパ 一番あとになつて結婚が取消され 1 カ ン 1 ŋ 氏も同意見を示した。つぎに、 ĺ の教皇との 断 絶は ^ ン 别 IJ 1 個 るた 0 0 事 戦

離婚の貫徹にあつたのではない。 断絶の歴史的重要性は、 め の手段であつた。 L カ᠈ そのおもだつた所についてすら、 L ^ ン リート なるほど、 は 他 0 手段を試みた。 五二七

三四年の数年間を理解するためには、

離婚

から出発しなけ

で達したかを見い なければならない。 果につい ればならない。 ての 知識をもつて解釈に影響させない けれども、 だせるように試み 時の進行とともに国王がどの 諸事件を追つて行く際には、 なけ れ ば な ように 程度 B な R 努 ま 結

更に布延すれば、 反聖職権主義の支配的な気分がうかがわれるけれど 画 教会内に をいだい たいていたのではない。における国王首長権の関 V IJ 1 は最 初 か 0 樹 B 立と P 五二九年ごろにあ 1 Va 7 うような行 との 断 渦 あ

教授の見解に強く支配された従来の通説は、

びつけることには少なからぬ疑問

がもたれ

る。

故ボラー

ぎた計

おおむね、

雕 ۴

つてい

ある。

か

か

かわらず、 ®

離婚問

題を宗教改革と直

一線状に

結

るい

は

れども、教会権の完全なる覆滅を望んでいなかつた。そしンスにおける程度にまで減じようとの意図をもつていたけつた。国王自身もイギリスのローマに対する依存度をフラも、それは決してローマとの断絶を予示するものではなか

足る要素、

ためしに疑つてみるべき要素は、

充分に存在す

て、一五三二年に至るまで国王側の作戦は、

教皇をして自

地位に昇進するとともに実現を見たのである。もつとも、のの圧力、もしくは脅迫として利用されたのである。不可以の国内における教皇権の打倒、これに伴う近代的主権国の不国内における教皇権の打倒、これに伴う近代的主権国の欲する所に従わせようという目標をめざして進んでい己の欲する所に従わせようという目標をめざして進んでい己の欲する所に従わせようという目標をめざして進んでい

で前進しようと期していたかについて疑惑を感じさせるにらない。「実際に行われた所を見ると、国王がどの程度まれに類似した意味の言葉を述べている点、注目されねばなして提出した見解の要旨である。そして、パーカー氏もこ以上は、エルトン氏がゲァドナー、ポラード両氏に反対以上は、エルトン氏がゲァドナー、ポラード両氏に反対

兼職・

僧侶

不在の

取締、

聖職

者が農・

商業を営むことの禁

圹

聖域保護の制限などが、

この重なる成果であつた。

見て、 る。 しようと決心してからというものは」。このような見解には、@ 最前部を占めていた事柄 び、彼がその年代(一五二九年―筆者)において自分の心の 国王は成行のもたらす圧力によつて押進められた。 こつたようなローマとの完全なる切断、そこから生ずる諸 アン・ブーリンを王后にすること――について思い通 結果のすべてを心中に描いていたということは、 一五二九年の終りに当つて、早くも、 あり得ぬ事柄である。大抵の革命家と同じように、 ――すなわち、 彼の結婚の 国王が実際に起 全体から ひとた 取 消と りに

死者ある場合教区の聖職者にささげられる上納物の制限、死者ある場合教区の聖職者にささげられる上納物の制限、市るため、次に一応宗教改革の経過をたどることとする。 周知のように、一五二九年十一月に召集された宗教改革 の法令が制定された。くわしく言えば、教会裁判所が収め の法令が制定された。くわしく言えば、教会裁判所が収め る遺言状検認のための手数料を段階別に定額化すること を立証

らの離婚、

あるけれども。

これによつて、ヘンリーの宿願ともいうべきキャザリンか

アンとの結婚が合法的に成功したことは事実で

の最 案の作成に当らしめている。 たものにあらずと言えるであろう。 は教皇の至上権を否定せず、 高の首長」というのは、 の聖職者会議では、 を定めたのではないと言えるであろう)。 び議会は、 会の継続であり、 V 朩 会的な感情が自発的な爆発を見ただけのことなので VC 五二九年の法令をとつてみても、 (庶民院は開会後、 わば、 I おける決議をとつてみても、それらは、 ルも法案作成のために任命された法曹家 高の首長であることが承認された。 を除いてのことであり、 それは一五一五年及び二三年に開かれた両度の議 一五二九年において、 即座に、 反復に過ぎなかつた(従って、 ® ン リー八世が 有名な「年代記」の作者エドワード 院内の全法曹家をして、 教会関 なんら新らしい性格をもつ法令 口 従つて、 l また三一 係の事項 マ教会からの自立を企て イギリスに 次いで、一五三一年 とのようなわけで、 依然として、 の一人であ しかし、 イギ 年の聖職者会議 (霊魂に関する事 ij おける教会 反教会的法 ヘンリー と の えが う た b ある 到達 それ 一最 汷

> つた。 書簡 とがうかがわれる。 は、 要とする。 威嚇を伴うものに変じつつあつた点、 えられる。 教会の完全なる独立 した本来の意味における宗教改革の一 るいくつかの おけるような平和的協調をもつてするものでなく、 五二九年の秋以降にあつては、 な保守派のあつたことから見ても、 な反僧侶派がい 1 一方ではアン・ブーリ の交換は、 7 このことは、 から獲得するための試みは決して断念されて か しかも、 処置がここでは重要である。 かる政策の変更を示す事柄として、 たが、 依然として、 現に、 ゥ ح 0 他方ではモア ル ジー 間 から、 ヘンリーと教皇クレ ンの父ウィ 離婚 継続されている。 没落後政局を担当した人物に 教皇庁との交渉が、 かなり 0 、やガ 許可い 充分にその 線 少なからぬ注意を必 「隔りの ル ŀ 1 デ シ B 1 (4) 五三〇年六 ે ત 7-あるもの しくは黙認 ングランド しか メ 至当なると ナ 1 次に掲げ 伯のよう ン 1 従来に 脅迫と V ŀ 0 との と考 よう な

かゝ

それらはすべてイングランド

教会の自立をめざすも

ただ、

ウルジー及びヘンリー

八世とい

う防波堤を失つた結果、 のとはみなし難い。

俗人の間

にわだかまつていた反教

П

聖職者と法曹家とを召集して、

教皇の拒否があつても、

カ

V

タベ

IJ

1

大司教により離婚が

送つてい

る。 19

四同年十月、

ろうという署名を得、

ح

九

を七月十三日付

をもつて教皇に

国王は国内の有力者から、

彼がアンと結婚できるであ

ている。臼皇帝との交渉。 キャ 十月以降、 る。 決定されるべし、 ザリンとの結婚が有効なものであつたかどうかを問う ただし、この際には所期の結果が得られず。ハ二九年 クランマーの勧告に基いて、内外の大学に向い、 と議会が立法し得るかどうかを計つてい

五二九年十一月にヘンリーが議会を召集したことも、

般に不評であり、 測が、 情の爆発を許すということは、当時の情勢から見て、 胸中にあつたに違いない。そして、議会に反聖職者的な感 当然にそれは反教会的な法令の制定へ進むであろうとの予 身の行為が国民の感情から孤立したものでないことをロー たからである。 らの反聖職者的政策を奨励するより他によい手段がなかつ かしめるならば、 なかつたと考えられる。 このような強圧的手段 めて必要であつた。というのは、キャザリンとの離婚は一 側に誇示するためにも、 ヘンリー八世もしくはノーファク公、サファク公の また、このことは、ヘンリーにとつて彼自 一五一五年及び二三年の経過より見て、 国民特に中産階級の支持を得るには、 ――教皇に対する――の一環に過ぎ 議会をして、その好む所におもむ 是非とも必要であつた。更に、 きわ 彼

> かである。 力として利用したいという意図から発していることは明ら らをして国王への忠誠を表明させることにより教皇への圧 五三一年の聖職者会議における決議にしても、 これが彼 14

婚、 流れ、また三二年はじめにノーファク公とガーディ そのころ、ヘンリーが離婚の要求を断念したとのうわさが ド・ロックに乗り上げたのが一五三一年末の形勢であつた。 イングランド国教会の成立という一層重大な歴史的成果が てであり、彼の宿志は見事に達成されたが、それと同時に 立案者として登用されたことにより、 の危機的瞬間に、 の新たなる展開が計られねばならなかつた。幸いにも、 ととに、 が国王に宿願の放棄を勧告したことは疑いなしとされ かし、それはヘンリーが最初予想できなかつた方向にお かちとろうとする政策がすべて失敗に帰し、 所で、このような脅迫と威嚇とによつて教皇から譲歩を アンとの結婚が合法的な線で成功を見たのである。 ヘンリーの求める離婚を実現するためには、 1 Ì 7 ス・ク p ムウェ キャザリンからの離 ルなる人物が政策 完 なデ ナ 事態 ح

かち取られたのである。

面

立法面 の

財政面

におけるロ

1

7

教会との服属関係

がす 司法

ラ

ンド

教会の完全なる独立が実現されたと考えられるであ

て絶ち切られ、

国王という最高首長の

下に

おけるイ

ン グ

つては、

離婚と再

0

合法化

ということが、

V

まなお切実

との 婚

段階においても、

ヘン

IJ

1

自身にと

な課題であつた。

しかも、

国王は

H

1

7

の譲歩に依然とし

並びに

ーマへの支払を停止

ح

ように、

五 三

一年以降

.の経過をながめると、

来事をことごとく充分には理

解できない。

そとに

どう

離婚の貫徹ということだけからは、

三二年以降

における出

たと見る方が、

層妥当な解釈ではなかろうか。

すなわち、

た。中同年の願書に基き、 国王が が (水) 教皇への上訴を停止。 0 することを禁止。 10 確保。 制定。 同年、 継いでとられ 回同年の議会制定法により、 1 (ト)同年、 ングランド 公同年の 初収入税と十分の一税とを国王が収納できる法令 聖職者会議は教会独自の法律制定権を放棄し た。 M 三三年の「上訴禁止法」 議会制定法により、 ー ピ 教会の最高首長たることを法文化する。 (1)三二年の議会で庶民院が提 臼三四年の「国王至上法」をもつて、 ター祭税」 初収入税を教皇庁に上納 0 Ŧ 司教の 国内における徴集、 ĸ 指名権を国王 よりロ 出 した嘆 1 7

的

方向がい

よいよ明白となり、

次に述べるような処置があ

五三二年

以降にあつては、

議会の反

П |

7

的

反教皇

y I 法 わけで、 ようとする所にあつたことは言うまでもない。 0 置をとつてい を引いていた。 合法化し、 を獲得するための武器として利用しようという気持がヘン て淡い希望をつないでおり、 独立ということの目: に残されていたからである。 0 通過に際しても、 離婚問題はたしかに一五三二年以降にあつても尾 アンとの間に生れる子供を正当な嫡子たらしめ る。 しかし、 思らに、 的の その実施を延期するとい 事態はより以上の前進を示して 半が、 現に三二年の と の また、 法令を教皇から 丰 ザ イングランド教会 IJ 「初収入税禁止 ンとの とのような 離婚 う留保処 離婚 添認

念が導入されてこなければならぬのである。 立、すなわち、「近代的主権国家」の樹立と しても、 イングランド 王国の 口 Ì 国 7 家」 からの完全なる自 のあり V う新らし ッ方につ Va 理

ゥ 最もはつきりし 所で、 ル であることは、 このような「近代的主権 た構想を有 言うまでもない。 て V たのが 従つて、 1 ス ____ ル ク ۲ て

(343)15

ある。 革の新たなる前進とも一致するわけである。 氏の指摘にある通り、 はりそれが古くからイギリス国民の間にあつた反聖職権 ムウェ 明確な目標を与えたと解すべきではなかろうか。繰返して は、そういう民間の反教会的感情に、それが行きつくべき 義・反教皇主義を土壌として結実したものと考えたいので とは、果して妥当な態度と言えるであろうか。筆者は、や 言えば、 「イングランド国教会の成立」という偉大なる史実をクロ ル一個人の思想と政治力のみからして説き明かすこ むしろ、クロムウェルの演じた歴史的役割なるもの イギリスにおける本来の意味の宗教改革は、決し クロ ムウェ ルの権力掌握が、 しかしながら、 宗教改 主

向に不断の注意を怠らなかつたヘンリーの烱服をたたえてし、故ポラード教授は、ヘンリーを讃美し、特に国民の動の個人的功績に、きわめて多くのものを帰した。これに反離婚問題の意味を軽視したエルトン氏は、クロムウェル

国民、

特に庶民院に代表される階級の間にあつたればこそ、

2

<u>۾</u>

Henrician Reformation, History, No. 137 (Oct. 1954)

R. Elton, King or Minister?: The Man behind

前節で述べたような反聖職権主義・反教皇主義がムウェル一個人の力により成就されたのではない。

それは、

て、

クロ

円滑な進行を見たのである。

ては、 ては、 を国王の単なるサーヴァントに過ぎずとみなした点に関し をおいたように認められる。しかし、教授がクロ V としての意味を強調しなければならぬと思うのである。 ルの政策立案者――国民の動向にくわしい政策立案者 新らしい研究を取入れて、 る。 筆者は少なからぬ疑問をいだくのであり、 エルトン氏よりもポラード教授の方が、これに力点 そして、筆者の重視する民間の反教会的感情につい エルトン氏のように、 ムウェ クロ むしろ、 ムウ ح

る。 いた で、八回の会期をもつ。"Reformation Parliament"は、こて、八回の会期をもつ。"Reformation Parliament"は、この、八回の会期をもつ。"Reformation Parliament"とも呼ばれる。

1

のことは、次節以下でくわしく述べられるであろう。

おち、国王が依然として教会の味方であつた。しかし、離婚間びチューダー朝初期では、その一つの要素を欠いていた。すな素が欠如している故に失敗することによつて成り立ち、一つの要素が欠如している故に失敗することによって成り立ち、一つの要素が欠如している故に失敗することによって成り立ち、一つの要素が欠如していた。大きな革命はるいの原因が同時に共力することによって成り立ち、一つの要素を欠いていた。大きな革命は、本の動機は古くからあつたけれども、

題は、この障害を除き得たのである。教皇の態度が、ヘンリー The Reformation in England, pp. 33-4.)° 教会を憎悪する側に追いやつたのである(Constant

- Henry VIII, E. H. R., Vol. LXVI, No. 261 (Oct. 1951), p. cation of 1532: Parliamentery Monoeuvres in the Reign of G. R. Elton, op. cit. 及び ditto, The Commons' Suppli-
- Parker, The English Reformation to 1558, ġ 56
- 6 Elton, King or Minister?, p. 221
- 7 Ibid., p. 224. Ibid., p. 222.

8

- 9 Ibid., pp. 224–5
- 10 ランド内部での決着に教皇をして同意せしめるかということで つた (Ibid., p. 225.)。 での裁判に出頭することを強判されるか、もしくは、イング 一五二九年以降三年間にわたる中心問題は、ヘンリーがロー
- Ibid., pp. 229-32.
- p. 222.)° ю (Henry VIII, 1905, pp. 726 ff., quoted Elton, op. cit., す。すなわち、国王にはじめから遠大な計画を帰するわけであ .Gairdner は、ヘンリーが最初から彼の王国内における世俗 [での至上権のみならず、宗教面でのそれをも欲していたとな

17

すなわち、彼はヘンリーが一五二九年という早い時期にあつて エルトンが自説の補強として引用するのは、Brewer である。

> Henry VIII, 1884, II, p. 462 ff, quoted Ibid.)° のち、「ヘンリーは、最初の場合、ローマからの分離をまじめ 彼自身の至上権を主張したかどうかという疑問を自ら提出した に考えなかつた」と答えている(J. S. Brewer, The Reign of

Parker, op. cit., p. 56.

(14)

- (<u>15)</u> a stant, op. cit., p. 23.)° をも制止するであろう」(L. and P., V, No. 821, quoted Con-れども、法王が王を親切に取扱うならば、彼はどんな悪い結果 用について、本議会では、世俗人の不満の声が非常に著しいけ ノーファク公は次のように記している、「教会裁判権の誤
- 15 b p. 134. cf. Pickthorn, Early Tudor Government: Henry VIII,
- etition or a consequence of the recriminations made in 15-ないであろうということのヒントとして受取られるべきである と。この言葉は、本議会でもはや国王が庶民院の熱情を制止し ちで、聖職者についての事柄がもつとも改革を必要とする」 も一五二九年の議会で次のように述べた、「すべての国事のう 15." (Constant, op. cit., pp. 24-25.) また、トーマス・モア (Hughes, The Reformation in England, I, p. 211.) "The Bills proposed in 1530 and 1531 were merely a rep-
- antum per Christi legem licet) という条件節が付せられて いる。この条件節の解釈はすこぶるあいまいであるが、今日で については、「キリストの法の許容する限りにおいて」(in qu-この聖職者会議で決議された国王が「最高の首長」たること (345)17

oq. cit., p. 231. 及び大野真弓 「イギリス宗教改革と絶対主義 学系列第十卷第二号)二七一頁参照 ――ヘンリー八世の国王至上法――」 (『横浜大学論叢』人文科

cf. J. D. Mackie, The Earlier Tudors, 1485-1558, Oxf. Hist.

marquess 二人、earl 一三人、司教四人、baron 二七人、僧院 長二二人、knight and doctor in parliament 一一人であつた of Eng., 1952, p. 352. ヘンリーが署名を求めた人々は、大司教二人、 duke 二人、

(Pickthorn, op. cit., p. 152.)°

24)

- (Constant, op. cit., p. 79.)° p. 217.)。 この意味では、 支持を求めるカソリックへの変化である(Hughes, op. cit., 疑わざるカソリックから、教皇権を相手として、自分の見解の の心情には一つの変化が起こつている。それは、教皇の権威を cf. Ibid., p. 154. なお、付言するならば、この間、ヘンリー 明らかに教皇権への挑戦が見られる
- 事情を説明している (Hughes, op. cit., p. 218.)。 一五三〇年、ヘンリーは皇帝カール五世のもとに使節を派し、
- ない、と警告した (Hughes, op. cit. p. 221.)。 らない、また、離婚の訴訟はイギリス国内で決定されねばなら 教皇庁に大いなる敬意を払うけれども、国王を支持しなけばな ノーファク公は一五三〇年九月教皇庁使節と会見し、 自分は

25

欲する離婚は好評でなかつた(たとえばティンダルも離婚に登 国民の間でキャザリンはすこぶる人気があり、従つて、 王の

H

- stant, op. cit., p. 68.)。 従つて、二九年において、 反僧侶的 うと、 ほとんどの全会衆が会堂から去つたと言われる (Con-気なく、一五三二年八月ごろには彼女を敵とする暴動がおこつ する所あるのではないかとの恐れがあつた。アンには国民の人 婚がスペインとの関係を危うくし、彼らの対低地国貿易に影響 に必要であつた。 感情に火花を点ずることは、国民の注意をそらすために、絶対 グスティアン派の副院長がロンドンでアンのための祈とうを行 たとのうわさがフランスで流れ、また三三年の復活祭の際アウ
- ことは明らかである。すなわちフランス国王フランソワー世が あつた。 な目標は、 会を君主の支配下により強くおこうという気持をいだいていた 一五一六年に試みて成功した程度にである。しかし、一層主要 繰返していうけれども、前者において、ヘンリーがやはり、教 えている (The Commons' Supplication, p. 523.)。ただし、 三二年以降、 the new and powerful policy がはじまると考 エルトンは一五二九―三二年を hesitancy の期間とみなし、 何と言つても、離婚の貫徹をローマから得ることで
- 一五三一年にローマへ送られた新しい使節も、同年九月廿二日 かざることを伝えている(cf. Hughes, op. cit., p. 221.)。 I 一五三〇十一月、ローマ駐在使節からの報告は、 離婚問題を教皇自身が法に従つて決定するという――の動 マから何も望み得ないことを報告している (Bryan and 教皇の決意

18

成しなかつた)。また、中産階級の間では、キャザリンとの

(31)

なお、付言するならば、

IJ 9

1

p l

大司教が十二世紀に帯びていた称号であり、素朴な民衆に

クランマーに legatus natus の称号を授けることによ マとの分離に仮装をこらした。この称号はカンタ

ローマに対し今なお未練を残すヘン

quoted Elton, King or Minister?, p. 228.)。すなわら、 Foxe to Henry VIII, 22 Sep. 1531, L. and P., V, No. あげ得なかつたでのである。 とのあらゆる交渉、また教皇への圧力も、すべて予期の効果を 教皇 427,

- Hist., Vol. II, p. 233 Elton, The Reformation in England, New Camb. Mod
- Ø ditto, King or Minister?, p. 229
- 28) 権は完全に否定され、(Hughes, p. 245.) ローマからの分離は 処理される。ここにおいて、イギリス俗人に対する教皇の裁判 きりと示されたと言われる (cf. Hughes, op. cit., p. 239.)。 これは、教会の自殺的行為であつたと言われる。また、 実上決定された(Mackie, p. 358.)。 ーが考えた「教会の首長」たることが何であるか、 教会関係の訴訟は一切最終的に国王の裁判権の内部 今やはつ
- (30) cit., p. 356.)° に達するならば、教皇のイングランドからの収入は手を触れら 「そこには、 ずにとどまるであろう、とのヒントがあつた」(Mackie, op. 九日と決定した。また、マッキーは次のように述べている、 ヘンリーは、この法令が効果をあらわす日取を一五三三年七 明らかに、もしもクレメントがヘンリーとの妥協

すものとして映じたに違いない(Constant, op. cit., H ーマ教会とイングランド教会との漠然たるつながりを示 p. 7.)°

は、

- 4 イングランド王国が、 とえば、一五三三年の「上訴禁止法」の序文を見よ。そこには、 くことが、一五三二年以降の主要な政策となつてきている。 すなわち、 題の発展ということのみによつて説明可能となるであろうか。 ヤであることが明記されている。このような考え方が、 ていたローマとの紐を絶ち教会を君主の完全なる掌握下に 中央集権君主の絶対支配にとつて最大の障害と 国王たるものによつて統治されるエ お
- Elton, op. cit., p. 221 and 229

(33)

34 は、 lard in 施するための最も有能な道具であつた」と明言している た」(Pollaad, Henry VIII, p. 211.)。またポラードは、 なつて行つた。しかし、それは二次的な事柄に関してに過ぎな 百科事典中クロムウェルに関する項目で、特に「クロ い。大事が問題になる際には、 「クロムウェルはますます多く国王により用 実際において、ヘンリーの政策の作製者でなく、これを実 his article on Cromwell in Encycl. Brit.)° ヘンリーが自身でそれを処理 いいられ ムウェル 大英

[補注]

思う。 筆者の見る所にお 章から、 印象を受けざるを得ないが、 P I ~ 二七六頁末尾の文章からは、 よりの分離の意志ありとは認めていないのではな ヘンリーに最初から首尾一貫したプランがあつたと いては、 术 しかし、結論の三四三頁にある文 ラードも、 多少エル は じめ トン か の らヘン うような ŋ カン

がいくらか加えられたのかも知れない。九五一年の改訂版であるので、その間に、ポラード自身の訂正るのは、一九〇五年の初版であり、筆者自身のよつたのは、一う風に理解できないであろう。ただし、エルトンの使用してい

五 ヘンリー八世とクロムウェル

ならざるを得なかつた。
ならざるを得なかつた。
ならざるを得なかつた。
ならざるを得なかつた。
ならざるを得なかつた。
ならざるを得なかつた。
ならざるを得なかつた。

熱情は激しかつたが、 葉を掲げてみよう。 大体において、 関する伝記のうちでも最も標準的なものとされているが、① れにつき動かされて行動するということはなかつた。 ているようである。 ヘンリーの政治的卓見、 ボ ラード教授の著わした『ヘンリー八世』 彼以前の見解からあまり離れることなく、 彼 いまその評価を示すかなり断定的な言 自己抑制の方が一層強かつた。そし (ヘンリー)は向こう見ずな気まぐ またその政治的手腕を高く評価し は、この王に 彼の

次

の通りになる。

な考え方が最近になつて現れて来た。

その好例がやはりエ

ルトン氏である。ここで、同氏の得た結論だけを示せば

て、ローマとの断絶は、冷静にして計画的な巧妙さをもつて、ローマとの断絶は、冷静にして計画的な巧妙さをもつて、「中では、教授にとつて、「かつてイギリス王位に座したことのある人物のうちでは最も着目すべきもの」であつた。ちようど、彼の弟子ニール教授にとつて、女王エリザベスー世が最も理想的な英国君主であると同様に。しかし、ポラード教授に代表されるこのような見解――しかし、ポラード教授に代表されるこのような見解――しかし、ポラード教授に代表されるこのような見解――

策の作成者にはなれなかつた。実務的ならざる国王へンリーは、流の作成者にはなれなかつたけれども、実務的な王ではなかった。彼に欠如していたのは、論理的・創造的思考力であり、つた。彼に欠如していたのは、論理的・創造的思考力であり、のを何でもつかまえようとした。それ故に、彼は著しい機会主のを何でもつかまえようとした。それ故に、彼は著しい機会主のを何でもつかまえようとした。それ故に、彼は著しい機会主のを何でもつかまえようとした。それ故に、彼は著しい機会主のを何でもつかまえようとした。

最近において、

エルトン氏と同じように旧説に対して批

の告白にある通り)。特に、最もはなはだしい、かつ臣下を困の告白にある通り)。特に、最もはなはだしい、かつ臣下を困らす悪癖は、何らかの口実をさがして、なさねばならぬ仕事をらす悪癖は、何らかの口実をさがして、なさねばならぬ仕事をいき延ばすことであつたらしい。このような国王を何よりも喜ことはまれであり、日常の政務に関係した書類に傍註を走書きことはまれであり、日常の政務に関係した書類に傍註を走書きことはまれであり、日常の政務に関係した書類に傍註を走書きることもなく、彼自身の手で物を書かせるのは、容易な事柄することもなく、彼自身の手で物を書かせるのは、容易な事柄することもなく、彼自身の手で物を書かせるのは、容易な事柄することもなく、彼自身の手で物を書かせるのは、容易な事柄することができた。しかし施政することはできなかつた」。そして後者のためには、ウルジーやクロムウェルのような大臣を常に必要としたのである。

日常の政務について全く興味を寄せず、筆をとるということす

であり、第二に極端なまでに自分本位であつたことである。後 格の弱点は、第一に自己抑制の力をほとんどもたなかつたこと 本当の意味の勤勉である――は、彼から望み得なかつた。すな 感じた事柄に自己自身をむち打つて励精すること――これこそ うことはなかつた。少くとも、君主としての彼自身の前にお ことはできない。万事を臣下に委ね、自ら歓楽におぼれてしま 果して勤勉であり得たか。彼には怠惰という言葉をあてはめる により軽蔑されたし、また、これに耐えきれなくなると、王は わち、ここにもヘンリーの弱さが認められる。その他、彼の性 れたる事柄には、自ら携つたのである。しかし、自分で厄介と 故に、彼の治世の間に見られる行動の主要な輪郭なるもの まで目差してきた目標を半途で放棄することすらあつた。この 延期し、ある目的に向つて前進するかと思うと元へ引返し、 発作的にそのような人物を取除いた。また、ヘンリー 決して強固でない)。そういう所から、王は彼を御し得た人物 いつも、彼以外の人物により企てられたのである。 更に、彼は は決断を

むね、次のようなものである。判的なのは、ベロック氏である。氏の見解の要旨は、おお

相異なる人々の言により動かされがちである(従つて、意志はる。我意を通すことに熱しやすいけれども、他面次から次へと

ク両氏の見解

ンリーの最も目立つた性向は、衝動に抵抗できない所にあ

レッ 21 (349)

П

以上、やや長きにわたつて紹介したエルトン及びべ

筆者自身も史実とその実証的根拠よりし

けたのである。 者が昻じた場合、彼は恐ろしい程残酷な行為を平気でやつての てその正当性を信ずるが――よりして容易に推論できることは、宗教改革、すなわちイングランド国教会の成立という大事業が、感情的にして論理的・創造的思考力を欠如しう大事業が、感情的にして論理の・創造的思考力を欠如しっ大事業が、感情的にして論密な頭悩を必要とする。特得たかの疑問である。当時において、ローマとの断絶は、冷静にして沈着、周到にして綿密な頭悩を必要とする。特別をとつて行なわれた実状を見れば、そこにどうしてもヘンリーならぬ偉大なブラン・メーカーの存在を予想せしめる。この人物こそ、「イギリス人中まれに見る計画し得るる。この人物こそ、「イギリス人中まれに見る計画し得るる。この人物こそ、「イギリス人中まれに見る計画し得るる。この人物こそ、「イギリス人中まれに見る計画し得るる。この人物こそ、「イギリス人中まれに見る計画し得るる。この人物こそ、「イギリス人中まれに見る計画し得るる。この人物こそ、「イギリス人中まれに見る計画し得るる。この人物こそ、「イギリス人中まれに見る計画し得るる。」

ても、聖職者に向くような教養を授けられたことは疑いない。 の、父王へンリー七世は、はじめ彼にカンタベリー大司教の地 きころの彼の教養をささえていたものは、カトリック神学であ り、父王へンリー七世は、はじめ彼にカンタベリー大司教の地 り、父王へンリー七世は、はじめ彼にカンタベリー大司教の地 を予定したと言われ、この説は単なる推測の域を出ないとし でも、聖職者に向くような教養を授けられたことは疑いない。 この際、ヘンリーの思想傾向もまた注意されねばならない。 12

ムウェルその人であつた。

理由は、ここにもある。

であろう。我々がクロムウェルに多くを期待しなければならぬであろう。我々がクロムウェルに多くを期待しなければならぬであろう。我々がクロムウェルに多くを期待しなければならぬであろう。我々がクロムウェルに多くを期待しなければならぬであろう。我々がクロムウェルに多くを期待しなければならぬであろう。我々がクロムウェルに多くを期待しなければならぬであろう。我々がクロムウェルに多くを期待しなければならぬであろう。我々がクロムウェルに多くを期待しなければならぬであろう。我々がクロムウェルに多くを期待しなければならぬであろう。我々がクロムウェルに多くを期待しなければならぬであろう。我々がクロムウェルに多くを期待しなければならぬであろう。我々がクロムウェルに多くを期待しなければならぬであろう。我々がクロムウェルに多くを期待しなければならぬであろう。我々がクロムウェルに多くを期待しなければならぬであろう。我々がクロムウェルに多くを期待しなければならぬであろう。我々がクロムウェルに多くを期待しなければならぬである。

ルトン氏は、一面、宗教改革のプラン・メーカーたるの位 けれども、その評価は最近に至つて大いに改まつてきた。 ウェルの生涯と書簡』はクロムウェルの歴史的重要性を充 ウェルの生涯と書簡』はクロムウェルの歴史的重要性を充 分に認識することはなかつたが、ジーヴェルド氏は彼の先 の明ある有能な政治家としての面を指摘した。また、エ 見の明ある有能な政治家としての面を指摘した。また、エ

父王がヘンリーに残した遺言には、「教会を守り、不信者と戦

代史は彼とともに始まるとさえ言つている。次に、⑩ 置に彼をおき、 の地位をも強調したが、更に、 応今日知られたる限りにおいて、 他面、 行政機構の近代的改革者としての彼 ŀ レヴァ・ローパー氏は近 彼の経歴を眺めて見よ 我々は

50

二年ごろ帰国、裕福な剪毛職の娘と結婚、二四年ごろまで羊毛 商人・毛織物商人としての商売を営み、同時に事務弁護士とし れる。その後、商人層に仲間入りし、低地国にも滞在、一五一 だくようになつたのもイタリアにおける見聞からであると思わ politik)も同国滞在中に得られたのであり、教皇権に不信をい 得された。 傭兵となつて戦争にも

参加し、イタリア人の間に多くの友人を 産層に属していた。年少のころに、故郷を出てイタリアに行き、 酒造人・漂布職」を父として生れたこと、すなわち、 の出身であることは疑いない。彼の母方もまた当時における中 口 イタリア語とイタリア文学に関する知識も、この間に習 ムウェ また、イタリアの政治を支配する現実政策 ルがロンドン近郊プットニーで「富裕なる鉄匠 中産階級 (Real-

る。 位にまで昇り、 三年四月ごろには、万事を支配する、 開始されていることは、 当つている。まさしく、このころに、宗教改革の本格的段階が 入ると明らかにリーダシップを握る顧問官として政策の樹立に 王の顧問官中イナー・リングの地位に入つているし、三二年に でに王の金を握つていることが見出されるし、三一年後半には、 が、巧妙なる手腕を発揮して、ウルジーの主君たる国王ヘンリ をも行ない、悪評をかつた。二九年十月における主人ウル するその偉大な能力をかわれて、小修道院解散とカレッ われて、その地位は次第に上昇して行つた。三〇年末、彼がす 一八世の歓心を得、ここでもその実務家としての才能を高くか の没落は、 の任に当り、 人のために多くの法的事務を履行した。二五年以降、 ころから、彼に寄せられたる信頼はますます大となり、 なすに至る。ウルジーの知己は二○年ごろに得られたが、 クロムウェル自身にとつても大きな危機を意味した 少なからぬ好成績を残したが、他方かなりの クロムウェルはついにゴールまで達したのであ 前節で見た通りである。 国王側近中の筆頭者 そして、三 実務に関 彼は主 ジ創設 この ジ 収

めて重要な三つの事実に着目しなければならない。第一に 以上に述べたク ㅁ A ウェ ル 0 経 歴 を振返つてみて、 きわ

年以降は、

商人としてよりも法曹家としての仕事の方が重きを

二三年の議会には庶民院議員の席を獲得、

二四

た記録がある。

て法の運用に習熟した。またこの間、高利貸業をも開業して

国第一の実力者たる地位に満足したこと(そういう意味で、 **うに枢機卿とか教皇とかの虚名にあこがれることなく、王** 明るい を得たのが、 れ、 彼が中産階級の出身であること、 0 ちには国王に仕えて、 実務家的才能に基くこと、 全く中産階級に特有の資質 いずれの場合にも彼らの信 第二にウルジーに見出さ 第三にウルジーのよ ---計数と法とに

任

国大使と会談した際、

「エムパイヤ」という用語を使つた

彼は完全なる近代人であつた)

に推察できる。

革とい たかについては、 とつて、 のである。 がその願望を合法的に達成するための新しい道を提示した 要求に則したような解決を断念した程である。 0 ン ヘンリーはデッド リル ヵ 所で、これらの事柄は、我 トリッ の窮地を救つたものが かなる関連をもつか。 自分の見解をヘンリーに伝え、 もつとも、 ク的信念を一 明確な実証的根拠がなさそうである。 ロッ ク 口 部放棄せしめることによつて、王 クに乗り上げ、 ムウェ ク 前述のように、 々が当面の課題とする宗教改 口 ル 厶 ゥ がいつ、 <u>-r</u> またその承諾を得 離婚問題の自己の ル であり、 b かなる形を この際、 五三一年末 彼は王 宗 ^

ŀ

ン

氏自身すら、

五三一年一月

ショ

ファ

ク公がドイツ帝

教改革の推進者が

ク

ㅁ

ムウェ

ルであることを強調するエル

つい バイヤ」なる観念を導入したのではなかろうか)。 けである(恐らくクロムウェルは枢密院内の論議のなかに「エム® であろうことは IJ ことは、 1 には彼に目的達成のための方策を立てさせるに至つた が次第にクロ ク 口 ムウェ ムウェ 上述したヘンリーの性格からしても容易 ル の影響力を反映すると述べているだ ルの才能を重んじるようになり、 しかし、 ヘン

我 革が、 に基くと言う。 を果した媒介者の存在を想定しなければならない。 階級との間に位置して、 守的な国王から期待できるであろうか。 とは事実であるとしても、 きわめて利己的にして感情に動かされやすく、 れ、また彼の強さは彼の国民中最も有効なる部分との同 ンリー 々が 7 ッ かかる媒介者としてクロ 中産階級の反教会的感情を土台として実現されたこ 0 キー氏は初期チュ Í 脈中に繁栄しつつある中産階級の鼓動が感じら しかし、 後者の気持を前者にとりつぐ役割 このような見識と、また近代性を、 1 そこにはどうしても国王と中産 ダに関する概説書の 4 ゥ ı ル イギ をあてはめること IJ かつ本来保 なか ス の宗教改 そして、 で、 盟

0

身につけた教養、

特に彼の政治思想が我

K 0

る新しい問題となつてくる。

IJ

ゥ IJ

スは国家の自律性、

特に教会が国家に服属すべきこと

6 (5)

シ

ウ

ス 0) 玉

[家論・

教会論がある。

周

知のように、

7

ル

シ ル

and P.

ア的なもの

の影響を多分に受けているが、その一つにマ

前に見たように、

彼はイタリ 考慮を要す

4

x 的 は、 法曹家・金貸しとして中産階級の間で活躍し、彼らの ルその人であつたからである。 動向にくわしく通じていた人物とそ、 きわめて穏当な解釈と思われる。 何となれば、 他ならぬクロ 商人・ ムウ 一般

このようなわけで、

ク

口

厶

ウェ

ル

が王の顧問官中指導的

P

これ以上の確実な証拠は欠如しているけれども)。 しかし、

とそ、 リス宗教改革を実現し得た。 な目標をさし示すことによつて、本来の意味におけるイギ 産階級の間に支配的な反教会的な感情が行きつくべき明確 認められるであろう。 弁者を王の側近におき得たことになる。 0 0 地位を占めるに伴つて、 反聖職権主義・反教皇主義の発展がイングランド 独立であるにしても、 またクロムウェ との ルである。 両者の間にはやや大いなる間隔が 新興の中産階級は自己の階級 間隔をうめる役割を果した人物 所で、その際にクロ 彼は前にも見たように中 しかし、 中産 厶 ウェ ·国教会 階級 の代 ル

> 改革の理 翻訳出版を援助した事実からも充分に考えられる(もつと とは、彼がウィリアム・マーシャ を主張したが、 ムウェ ルが 論的根拠をなすものと言えるであろう。そして、ク 理論の面でマ このような考え方は明らかにイギリス宗教 ル シリウスの追随者であつたこ ルによる『平和の擁護者』の

口

言えるであろう――を反映する」としても、 それが 階級の間に反聖職権主義・反教皇主義のあつたことを忘 功させるための最大の基礎的条件として、 結論的に言えば、宗教改革について、エルトン氏のように、 「トーマス・クロムウェルの思想 国民、 宗教改革を成 政治哲学とも 特に中産 ħ

Hist. of Eng., 1952, p. 617 J. D. Mackie, The Earlier Tudors, 1485-1558, The

てはならないであろう。

1

A. F. Pollard, Henry VIII,

2

- 3 Ibid., p. 343
- her Pariaments, 1584–1601", Conyers Read's 4, July 1958, Review on J. E. Neale's "Elizabeth I and 964 Amer. Hist. Rev., Vol. LXIII
- G. R. Elton, The Tudor Revolution in Government: Vol. III, No. I, quoted Pollard, Ţ . 97 25

26

34). Master of the Rolls (Oct. 1534), Vicar General and

(April 1533). Principal or Chief Secretary (about April 15-

- Cambridge, 1953, pp. 66-70 Administrative Changes in the Reign of Henry VIII
- 7 1958, pp. 27-32. cf. H. Belloc, Characters of the Reformation, New York,
- ⊕ → Hughes, The Reformation un England, I, p. 225 ®a しかし、ベロック氏の書物は概説的記述であるので、実証 的根拠は乏しい。
- 9 cf. Pollard, op. cit., p. 13.
- 10 Ibid., p. 34.
- (1) ant, The Reformation in England, I, p. 33, n. 137, Ven. Cal. Vol. II, No. 177, quoted Pollard, p. 44. Const-
- 12 well, 2 vols., Oxford, 1932 R. B. Merriman, The Life and Letters of Thomas Crom-
- 13 Massachusetts, 1948, Chap. VI W. G. Zeeveld, Foundations of Tudor Policy, Cambridge,
- 11) cf. Elton, King or Minister?(特に、この論文がくわしい)
- を強調することにある。 ポイントは実にクロムウェルが近代行政機構の創始者たること cf. ditto, The Tudor Revolution in Government, 本書の
- **16** omwell, in Historical Essays, London, 1957, p. 74. H. R. Trevor-Roper, England's Moderniser: Thomas Cr-
- 17 per of Chancery (July 1532), Chancellor of the Exchequer King's Jewels (April 1532), Keeper or Clerk of the Hana-クロムウェルの得た主要な官職を示すならば、Master of the

- 40), 以上は、 主として、 Elton, The Tudor Revolution in Government, p. 99. に拠つた。 Affairs (1536), Great Chamberlain of England (April 15-(July 1536), Vicar General of the King for All Spiritual Visitor General of the Monasteries (1535), Lord Privy Sea.
- Elton, King or Minister, p. 229

(18)

- Mackie, The Earlier Tudors, p. 363
- cycl. Brit.)° あつた」 (Article on Cromwell in the 1953 edition of En-無情にして、世俗的な中産階級の、みがき上げられた代表者で 「クロムウェルは、あのきわめて非宗教的な時代における、
- ⑩ その最も著しきものが、普通言われるように、かのマキアヴ ェリズムであつた。
- 22 ューマニスト)により翻訳出版された。クロムウェルは資金の sor Pacis"が、William Marshall (クロムウェルを助けたヒ 面でこれを援助している。 一角三角年、Marsilius (Marsiglio dei Minardini) "Defen-
- 23 Elton, King or Minister, p. 232

六 クロムウェルと中産階級

前節までで、筆者はクロムウェルが国王の側近にあつて、

欲が

人一倍強烈で、

かつ金銭が万事を決定すると信じて

1/2

:27

(355)

た でも 言 現に、 産階級 力を集中 るものである た意識、 許されるかどうかに L ての特色の認められぬ点が多く、 出身であつたけ 級の代弁者と考えるのは、 宗教改革 V 0 0 そ 一動は、 階級から著しく遠去かつたとも言える。 (-)に反 ない。 この点を考察するのが、 いたけ 0 ク あるい 結果におい H 出 Ó て大きな相違である。 中 世 推 れども、 ム 身であるということだけをもつて、 紀に 金銭の 世 カュ ウ 進に努力したことを述べた。 否か は考え方が、 'n れども、 . d. 封 ル うい 建貴 ける の前 威力を堅く信じて 彼 て、 を差当つて吟味して を中 (族が土 ては、 彼 新 中 任 - 産階級 産階 興 の言動には中産階級 省 いささか速断のきらい 中 本節 中 ウルジー -産階 地 産階級全般 ク 級 ク を唯 Ó 0 ある意味では自分の · 🖂 の利害関係と完全に 課題である 代弁者とみなすことが 口 級 ム ウェ 4 V> かご は ___ 金銭 ゥ 0 か たことは、 やはり中産階級 しか 財 カュ 0 N ク 産と心得てい 傾 の獲得に 6 0 口 向に 出身者 根底に ta 彼をこの階 ム ば また金銭 が ウ にならな 順 ある。 彼が 言うま あつ 全精 応す 本来 とし ル 致 中 0 0

> V2@ に、

ŀ

iċ

ク

12

4

ウ

I

ル

が築きあげた財産は相当な額に上るらし

ゥ

ĺ

建設に廻さ た、 が、 彼は世の 他にも史料に現れた明白な例をあげ Va 出したと言わ 命を受けて小修道院の解散と新カレッ かに蓄財に懸命の努力をささげたかを示 本 没収された修道院の財産も、 来 入 商人として、 れら 家 ñ 九 評 物 れたのである。 たわ をも顧 れ 0 3 カ けで 高利貸として、 口 みず、 厶 なく、 ウ が 'n 相当な財 従つて、 ル か その幾分 なり 発家に その全部 ó 彼は また法曹家として、 収 礼 ば、 裸 賄 ジ ル か が を なり ジ の創設に当つた際 彼が 彼 してい 貫で故郷を飛び が 行 に奉 自 新 つて 得たこと自体 身 カ ウ 仕し ル 0 V ポ ッ ジ 彼が た間 7 ジ ケ 1 ッ 0 ま 0 0

Va

わ

ば

H

産

階

級

0

代弁者として行動し、

ずギ

ij

えに

i.

ける

た人物であ

位が 10 0 臣下となつて以後は、 ならなかつたが、 ついて彼は責任者の地位にあつたが、 富をもたら ح 昇進してからも決してとどまらな のようなあくことなき金銭欲は、 した。 彼の たとえば、 私的 得た新らし な仕 事 7 の多く イ 1/2 地 ル ラ 位は以前 か 国王に仕 その場合にも多く を放棄 9 た より しなけ 無 えてその 論 れ \equiv ば 0 地

彼の吝嗇を非難する声が高かつた。また、一五三六年以降 かにするための努力が払われているようである。④ に行なわれた修道院解散の場合を見ても、自分の懐中を豊 の贈り物を得たようであり、彼の派遣した委員会の問 でも

るならば、このことはいよいよもつて明らかである。 ちの間に散じている。しかし、その実際は、自己の地位を するという名目の下に、自分に託された彼の財貨を貴族た き事例を示すならば、 ン党に属する人々を対象として費されたことに思いをはせ 固めるためであつたらしい。特に、 更に、クロムウェル ウルジーの失脚後、その処罰を軽く が金銭の威力を重視した何よりもよ 献金の大部分がブーリ

心であつたとは決して言えないけれども、カトリック、プ かかるタイプ---どちらかと言うと、 がずつと著しかつたように思われる。 て、自己の良心から発する内面的選択を行うことが少なか ロテスタントなどという宗派的差別については、全般とし 十六世紀はじめの新興中産階級が宗教に対して無関 彼らには、 むしろ、 世俗的 クロ 最も顕著 ・実際的要求の方 ムウェルもまた なタ イプ

の人物であつた。彼は、実際的・実用的なもののみむ

実もまたクロ

1 ハウェ

齣として利用されたに過ぎない。一五三○年には、ヘンリ 想・理念を排撃した。従つて、彼自身にとつては、 ーのルター派に対する憎悪感に迎合し、ルターを激しくの な場合にも宗教は彼自身の演ずる大きなゲームのなかの ック、プロテスタントの差別が些細な事柄に過ぎず、どん 尊重し、 実際に役立ち得るもののみ を 追求し、 空虚な思 カ トリ

新教に属するドイツ諸侯との同盟を企てているが、® ちにかかる親プロテスタント的政策を放棄してしまうク が険悪の度を加えると、スティーヴン・ヴォーンをつかわ とクロムェルは述べた)、二一——二二年、®a のしつているが(「彼が生れなかつたならば、よかつたと思う」 六年には旧教徙であるドイツ皇帝との同盟を、三九年には こと、きわめて明白である。更に、外交政策を見ると、三 仰統一を計らんとする一種の政治的動機に帰せられるべき について熱意を示してくるが、これまたイギリス国内の ムウェルであつた。三四年以降になると、英訳聖書の出 してウィリアム・ティンダルの帰国を促した。しかもまた、 ヘンリーがティ ンダルの思想を好まないことを知ると、 ルにとつて宗教よりも政治が至上目的 教皇庁との関係 この事 信 版

28

P

ム

ル

自身は

フラ

ン

ス王との接近を好まず、

むしろは

が見出される。

また、

層注目すべき事実としては、

同じ

0

後、 U

彼が

フ

ラ

ン

ス

駐

0

イ 画

书

IJ

ス

ĸ

あてた手紙には、

め

は皇帝との

同

盟

を計 在

した。

キャザリ 使節

ンの死

(三六年)

フ

ラ

ン ス王

0

示

遜なる要求には冷淡であるようにとの言葉

信奉 説が

者であり、

かつマ

牛

主張したように、

であつたことを示している。 **(三)** ギ おける中産階級

1

えに

般の傾向として、

フ ラ

を非難 とろ、

(これは無論へンリー

の指令を受けずに行なわれた)、

ク L

p

4

ゥ

'n

ル

はド

1

ッ帝国大使の

由

前

でフラ

ンス人

ない Ī 1 う感情が潜在してい ス ル ル かと⑪ との 五. を憎悪 世が 開 恐怖である。 戦が 低 地 1 地方の羊毛 ハペイ ギリ ス輸出貿易の壊滅をもたらすのでは た。 ン あるい 所で、 それの最も有力なる原因 市場を支配しているため はド ク H 1 厶 ッ ウ との x. ル はやはりこ 親近を望 吃 は、 むと 0 カ カ

ペ

ような中産

級

か

れ

て

Va

四)

十五

世

紀

0

Ú

なまぐさい ねばならない。

内乱

を経験し

た中

·産階級

VC

ラ L 外交は全く か 思 Va てい た わが®れ 1 つたように思われ ス王と皇帝との間に立つて中立政策を指向したが る。 たに過ぎない ク 階 口 ヘンリー ンリー ム ゥ 般の潜在意識に いのである。 K る。 ル は宗教改革の進行中親仏政策をとつて は 委ねてい ただ、 フラ ン ス 三六年以降、 たから、 彼自身は内政問題 との とりつ 同 盟 か をあ か る情 ンリ まり 勢を傍 たように に没頭し、 ĺ が好まな は ク 観 フ

> 国との同盟を提議するに至つている。 事態はつい かを示す好例と言わ 1 ン 的 ある に彼が V は 帝国大使と連立つて王のもとに行き、 親ド イツ 的意識が V ク カュ 12 IT ム 強烈であつ ウ ル 0 親 た ス

かし、 とつて、 同時に、 王 権 の強化はむしろ歓迎すべ 中世以 来の立憲的伝統は無視されてならず、 き事柄であつた。

する る中 して してい は、 議会による王 Va て、 d) 産階級の政治的信念を形作るに至る。 ク 「議会における国王」 最大の貢献 はり、 p る。 4 そして、 ゥ 財産権の擁護というブル 権 N の拘束は維持され は、 をなした人物である。 絶対王権と伝統的議会との た かに の方式が生れ、 王権 ねばならなか 0 強 ジョ 化 筆者の とい 庶民院 かュ ァ 的 . う方向 妥協形 理念か 5 従来の を構 主対象と ح 成 K 態 祇 t 寸

立憲的伝統を全く無視し得たか。 果して ァ ヴ JI. ク 1) p ア 4 との点について、 ン ウ であつて 35. IV は絶対 1 君 最近 ŋ 制 ス 0 ..29 (357)

年の『王立歴史協会紀要』に発表された論文がこれを示す。 のである。 従来の通説は大幅な修正を受けるに至つたのであつて、こ のいかなる形の法令よりも議会制定法を重視した。 したこと、 N 彼は、最初に、従来の通説の根拠となつたリジナルド こにクロムウェルの立憲主義者たるの面が明らかにされた ルその他の人々の記述に批判を加え、次に、①クロ 反論を提出したのがやはりエルトン氏であつて、一九五六 に法律、 (2)この故に、 特に普通法尊重の精神があり、 クロ ムウェ 彼は政治思想の面でも中産階級 ルは議会の力を充分に認識し、 またこれ かくて、 れを実行 ムウェ ・ ポ ー 般

田 一五三二年の宗教改革議会第三会期で庶民院が聖職者攻撃のための有名な請願書を提出したことは、宗教改革の第一会期以来用意されたものであり、しかもその際クロムウェルが庶民の意を充分に体して行動していることが、これまたエルトン氏の『英国歴史評論』二六一号に発表した論文によつて明らかになつた。請願文のうちに示されたの第一会調以来用意されたものであり、しかもその際クロムウェルが庶民の意を充分に体して行動していることが、これまたエルトン氏の『英国歴史評論』二六一号に発表した。 というでは、宗教改革

を異にするけれども、クロムウェルと中産階級との一体化あつた。以上の事柄は、前述の一から四までと若干の性質らも、その実、急速に庶民院の代弁者・指導者となりつつらも、その実、急速に庶民院の代弁者・指導者となりつつらも、その実、急速に庶民院を構成する中産階級の主たる感ての不満は明らかに庶民院を構成する中産階級の主たる感

mas Cromwell, Oxford, Vol. I., pp. 50-51. 解散に際して、贫民のために農地を残すこと、財産を失つたのなかつた。cf. R. B. Merriman, Life and Letters of Thomas Cromwell, Oxford, Vol. I., pp. 50-51.

を示す真に適切な事例と言わねばならない。

1

cf. Ibid., p. 54

の傾向と相一致する面が多いと言えるであろう。

cf. Ibid., pp. 152-53.

3

4

- 要求する(Ibid., p. 49.)。 要求する(Ibid., p. 49.)。
- 段によつて、旧主のためと称しながら、その実、彼自身に好意一当時の貴族はいずれも手許不如意に悩んでいたから、この手

(5)

はなかつた (cf. Ibid. I., pp. 70-73.)。 はなかつた (cf. Ibid. I., pp. 70-73.)。

- ⑥ エルトン氏によると、クロムウェルの思想は notoriously secular であつた。また a worldly-wise politician であつた (G. R. Elton, The Political Creed of Thomas Cromwell. Transactions of the Royal Historical Society, 5 th Series, Vol. 6, 1956, pp. 70, 72.)。
-) cf. Merriman, op. cit., I., pp. 86–87.
- ⊚ a Ibid., p. 327.
- ® o cf. Ibid., pp. 98-101. なお、三一年五月付 Stephen Vaughan への手紙を見よ(Ibid., p. 336.)。
- ⑨ 三三―三四年、三五年末にもこのことが企てられた (cf. Ibid., pp. 231-32, 242-49, 256-60.)。
- れなかつた理由には、キャザリンへの同情のほかにこれがある 産階級の間にかもしたのであり、また、ヘンリーの離婚が好まかばが生計を立てるために羊毛貿易に依存する」(Ibid., p. 20 かばが生計を立てるために羊毛貿易に依存する」(Ibid., p. 20 にない。

(Ibid., p. 201.)°

② これは、ウルジーの残した遺産である。ヘンリーは、はじめ

- Merriman, op. cit., p. 218, n 4.
- Ibid., pp. 229-30. Ibid., p. 231. 無論、

(1) (13)

(15)

ウェルは王の不興をかつたと言われる。

ヘンリーの容れる所とならず、

ŋ

p

4

- Elfon, Ine Political Cleed of Inomas Cromwon 記念を照。
- Ipid., pp. 79-80.)。 一五二三年の議会についての描写は、議会そのものの力を疑

17

16)

- King in Parliament の信奉者であつた(Ibid., p. 91.)。 ・貴族・庶民により構成される。その結果は議会制定法とな のてあらわれる(Ibid., p. 90.)。従つてクロムウェルも結局は が高いないである。それは国
- ⑤ G. R. Elton, The Commons' Supplication of 1532: Par-

① Ibid., p. 524. エルトン氏が、クロムウェルとイギリス庶民しろ、異端を嫌忌する国王の気持が反映されている。一五三二年では、この点に充分な考慮が払われていない。む

七結語

の一か所のみである。

غ

の関係について触れているのは、

筆者の見た範囲内では、こ

前節で述べた所によつて、トーマス・クロムウェルが新

どうしてもクロ 身は本来保守的であり、 であること言うまでもなかろう。そして、ヘンリー八世自 り支配的であつた反聖職権主義・反教皇主義の発展・継承 彼の腹中から出た諸施策が、 識及び心情を決して失うことはなかつた。一五三二年以降 り、また国王の奉仕に入つてからも、 と考えられる。 所以が、なお充分とは言えないけれども、 興中産階級の代弁者として行動したと言つても誤りでない 国王単独ではロー クロムウェルは確実に中産階級の出身であ ムウェ ル マとの断絶も不可能であり、 のような新らしい、 かつ論理的思考力を欠いてい 中産階級の間で久しきにわた 中産階級としての意 ほぼ実証された また事務的に そこに たの

付記し

本論文は、

昭和卅三年度文部省科学研究費交付金

研

兜

による研究成果の一部である。

また、ここで使用した文

0

せて頂くが、

献については、多くの人々のお世話になつた。御芳名を省略さ

筆者の心からなる感謝の意を受取つていただきた

考えられる。

しかし、繰返し言うようであるが、クロムウェ

ルという

少なからぬ欠陥を蔵している。当時のイギリスにおける新 やはり、中世以来の中産階級の動向が充分に注意されねば 世に万事を帰するのと同じ程度に間違つている。そこには 個人の力に宗教改革のすべてを帰することは、ヘンリー 国教会の樹立という成果となつて現れたのである。 の見解をとりいれたクロムウェルの整然たる、かつ一貫し を独力で与え得なかつたのは事実であつて、マルシリウス また、中産階級が自己の不満と要求とにはつきりした形 うな大変革は成就されなかつたはずである。 ならない。 た企画によつて、それが教皇支配からの離脱 らしい勢力たる中産階級の支持がなければ、 エルトン氏の見解は、そのような点において、 しかしながら、 宗教改革のよ 1 ング · ランド 態

A Study on the Establishment of the Anglican Church

by

Masahiko Uemura

The essential feature of the English Reformation consisted in the fact that the church in England severed herself from the rule of Rome, i. e. in the Establishment of the Anglican Church. Why did Henry VIII, who was originally loyal to the Roman Pope, dare to resort to such a revolutionary act? It is true that his divorce furnished the principal occasion for the English Reformation, but it cannot be connected directly with the Establishment of the Anglican Church. Drawing a conclusion from the historical process, we may say that, at the excellent opportunity afforded by the king's divorce question, the anticlerical and antipapal feeling prevalent in the nation, above all in the middle class, came to its fullest expression in the Reformation Parliament, and, finally, gave rise to the independence of the Church in England. In this case, however, the rôle which Thomas Cromwell enacted was of great importance, because we may justifiably conjecture that he, as a spokesman of the middle class close to the throne, transmitted the anticlerical and antipapal feeling of this class to the king and, at the same time, showed an explicit destination to which both the king and the middle class should come in the end.

Political Trend of Peasantry at the End of the Weimar Republic

bу

Mikio Nakamura

Though generally speaking Nazi stood on the popular basis of the middle classes, it must be remarked that Nazi succeeded in developing its influencial basis within rather peasantry than the middle classes in cities. Students, such as J. B. Holt, a student of german agricultural policy recomended Nazi rather for an agriculturist party.

In this article I will try to understand the very condition in which